

報道資料

奈良県庁 奈良県政・経済記者クラブ } 同時提供
橿原市役所 市政記者クラブ

平成21年9月30日
奈良県後期高齢者医療広域連合

長寿(後期高齢者)医療制度の高額療養費特別支給金の支給について

平成20年4月から12月までの間に75歳になられた方が誕生月に一定額を超える高額の自己負担をされていた場合は、超えた額を「高額療養費特別支給金」として支給します。

1 支給金の概要

医療保険制度では、被保険者が受診した際に病院等の窓口で支払う一部負担金に、月毎の自己負担限度額が定められています。

長寿医療制度は、75歳の誕生日から加入するため、月の初日生まれの方以外は、その誕生月に限り、誕生日まで加入されていた医療保険(国民健康保険など)と、長寿医療制度の2つの医療保険制度に加入することになり、それぞれの医療保険で自己負担限度額までの一部負担金を支払っていました。

この負担増を解消するため、平成21年1月より、75歳の誕生月に限り、長寿医療制度と誕生日まで加入していた医療保険の自己負担限度額が2分の1に改正されました。

このたび、平成20年4月から12月までの間に75歳になられた方についても、同様の負担となるよう新しい制度との差額を「高額療養費特別支給金」として支給します。

2 対象者

次のすべてに該当する方 (奈良県では **654人**が該当)

- 昭和8年4月2日から昭和8年12月31日までに生まれた方で、誕生日が、月の初日でない方
- 75歳の誕生月に自己負担限度額を超える負担をされた方

3 申請の方法

- 対象者に対して広域連合から「申請書」と返信用封筒をお送りしますので、必要事項を記入の上返送して下さい。
- 申請期限 **平成22年1月29日まで**

4 その他

- 申請時にお亡くなりの方は、ご遺族の方に支給金を受けていただきます。
- 長寿医療制度で支給金に該当しない方についても、誕生日まで加入されていた保険制度で該当する可能性がある旨の案内をお送りしています。

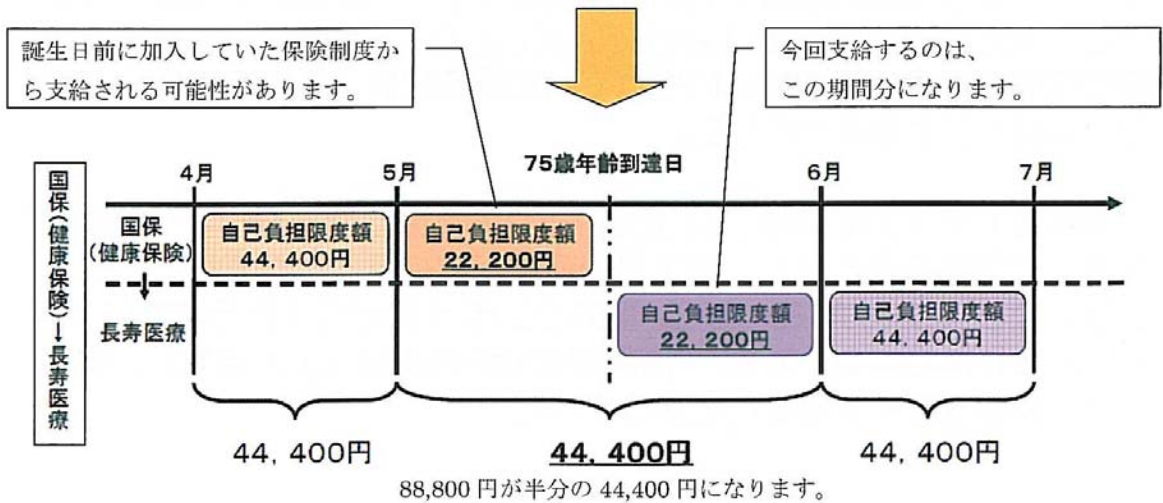
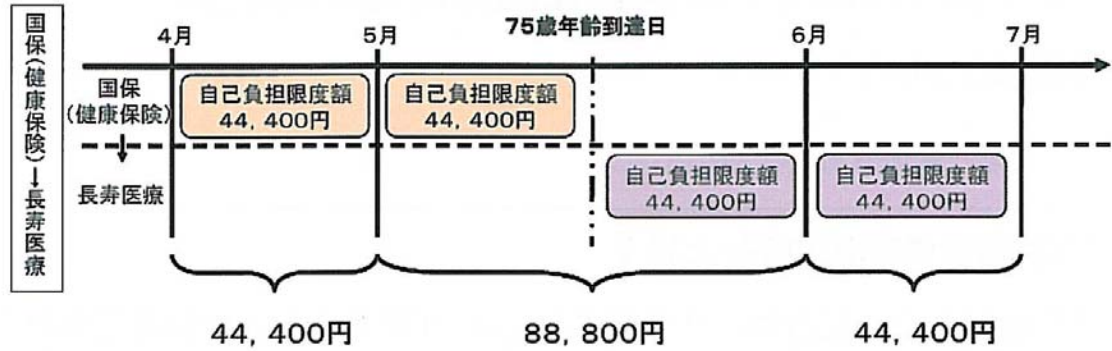
添付資料

- 制度見直しの概要について

制度見直しの概要について

◎ 変更の考え方

【例】自己負担限度額の区分が「一般」の場合は、このようになります



◎ 自己負担限度額

【75歳の誕生日月以外】

75歳到達月における
自己負担限度額の特例

【75歳の誕生日月】

		自己負担限度額	
		外来(個人)	(世帯合算)
現役並所得者 (月収 28 万円以上、 課税所得 145 万円以上)		44,400 円	80,100 円 +1% (44,400 円)
	一般	12,000 円	44,400 円
	低所得者 (住民税非課税)	II	8,000 円
	I (年金収入 80 万円以下等)		15,000 円

		自己負担限度額	
		外来(個人)	(世帯合算)
現役並所得者 (月収 28 万円以上、 課税所得 145 万円以上)		22,200 円	80,100 円 +1% (44,400 円)
	一般	6,000 円	44,400 円
	低所得者 (住民税非課税)	II	4,000 円
	I (年金収入 80 万円以下等)		15,000 円

※金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。